

防衛省訓令第40号

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

防衛大臣 中谷 元

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令の一部を改正する訓令

事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項第2号イを次のように改める。

イ 学校教育法に基づく高等学校の専攻科の課程のうち、同法第58条の2の文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

別表第3第2項第2号中トをチとし、ニからへまでをホからトまでとし、同号ハ中「（職業能力開発促進法施

行規則の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第６０号）附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされた職業訓練（専門課程の高度職業訓練に限る。）の訓練課程を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいずれかの課程を修了した者及び試験年度の３月までに当該課程を修了する見込みの者（（ロ）に掲げる課程に係るこれらの者にあつては、当該課程への入学が平成２９年４月１日前である者に限る。）

（イ） 学校教育法第１３２条の文部科学大臣の定める基準を満たす課程

（ロ） 修業年限が２年以上であり、かつ、１，６００時間以上の授業の履修を義務付けている課程であつて、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方

法により認められることを修了の要件とする
もの

附 則

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。